

衆議院 法務委員會議 議 録 第 八 号

平成十八年三月二十二日(水曜日)

午後二時三十四分開議

出席委員

委員長 石原 伸晃君

理事 倉田 雅年君 理事 棚橋 泰文君

理事 西川 公也君 理事 早川 忠孝君

理事 松島みどり君 理事 高山 智司君

理事 平岡 秀夫君 理事 漆原 良夫君

理事 赤池 誠章君 理事 石破 茂君

理事 稲田 朋美君 理事 近江屋信広君

理事 太田 誠一君 理事 北川 知克君

理事 柴山 昌彦君 理事 下村 博文君

理事 水野 桂子君 理事 三ッ林隆志君

理事 保岡 賢一君 理事 矢野 隆司君

理事 枝野 幸男君 理事 石岡 貴史君

理事 仲野 博子君 理事 津村 啓介君

理事 伊藤 涉君 理事 細川 律夫君

理事 保坂 展人君 理事 谷口 和史君

理事 今村 雅弘君 理事 滝 実君

法務大臣 法務副大臣

法務大臣政務官

政府参考人 (法務省入国管理局長)

法務委員会専門員

小菅 修一君

委員の異動

三月二十二日

辞任

赤池 誠章君

笹川 堯君

森山 眞弓君

河村たかし君

伊藤 涉君

補欠選任

永岡 桂子君

石破 茂君

北川 知克君

仲野 博子君

谷口 和史君

同日

辞任

石破 茂君

北川 知克君

永岡 桂子君

仲野 博子君

谷口 和史君

補欠選任

笹川 堯君

森山 眞弓君

赤池 誠章君

河村たかし君

伊藤 涉君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

○石原委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として法務省入国管理局長三浦正晴君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○石原委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石岡貴史君。

○石岡委員 民主党の石岡貴史です。質問させていただきます。先日の審議の答弁も踏まえて、しっかりと質問させていただきますので、よろしく願います。

一点目、まず、外国人の人権との関係についてお尋ねをします。

過去に、一九九二年に廃止をされました指紋の

押捺制度、外国人登録法における指紋の押捺制度ですが、これが廃止された経緯には、外国人への差別、外国人を犯罪者扱いするものという批判があつて廃止をされたというふうな承知をしております。また、特に、この法案に関して、日弁連などから、憲法十三条や自由権規約の七条に違反するという指摘があると私は承知をしております。このことについて、外国人の人権と今回の生体情報を採取して利用するということについて、お考えをお尋ねしたいと思います。

○杉浦国務大臣 お答えいたします。指紋等の個人識別情報の提供を義務づけるというのは人権上問題ないかどうかという御指摘ですが、それは人道上、人権上全くないということはないと思います。

先生御指摘の外国人登録法で廃止したときの状況については、先生がおっしゃられたこともさまざまございまして、議論になったところもございまして、それに先立ってと申しますか、その際に、最高裁が判示してある判例も先生御承知のとおりでございます。そこでは、国家機関が正当な理由もなく指紋の押捺を強制することは、憲法十三条の趣旨に反して許されない、他方、その自由も、国家権力の行使に対して無制限に保護されるものではなく、公共の福祉のため必要がある場合には相当の制限を受けるということ、憲法十三条に定められているところであると判示いたしております。

今回の改正は、前にも御答弁申し上げたとおり、米国の同時多発テロ事件直後の、国際情勢の激変を受けて、実施しているのはアメリカだけでございます。E.U.はビザについてやっておりますが、幾つかの国で検討が行われていると承知しておりますけれども、出入国の公正な管理を行い、国民の生命財産を守る、つまり、テロを未然に防

止するという趣旨、テロの未然防止策として、外国人の上陸審査時に指紋の提供を義務づけるものがございます。その立法目的には十分な合理性があり、かつ、必要性もあります。最高裁判例に言う公共の福祉に適合したものだということも私も考えております。

その義務づけも、我が国に上陸するためには指紋を提供しなければならぬことをあらかじめ承知の上で来られた外国人が、それにもかかわらず提供しなかった場合に、我が国への上陸を認めないというものでございます。さらに、電磁的方式による提供方法でございますので、登録法のと

きは墨でやる制度で、犯罪者扱いだという御批判もあつたわけですが、一般的方法として許容される限度を超えないものだというふうな考えております。したがって、憲法に照らして、人権上問題だ、憲法違反だというふうには考えておりませんし、また、市民的及び政治的権利に関する国際規約にも違反することはないと考えております。

日弁連の反対は承知しておりますが、私も弁護士会業務に携わったことがございまして、日弁連としての意見はそうでありまして、いろいろな先生方と本音の話をいたしますと、テロがあるし、やむを得ないかなという意見も相当、弁護士会全体としては多いというふうな承知をいたしております。

○石岡委員 それでは、日弁連の指摘については承知をしているけれども、そういうものがあつてもしょうがないんだ、この法案、テロの防止をすることが大事であるから、それは御意見として承つたけれどもそこにとどめておくということではよろしいでしょうか。

○杉浦国務大臣 御意見は御意見として承ります。しかし、実質上やむを得ない、そういう意見を

し上げておるわけでございます。

○石関委員 大臣のお考えはよくわかりました。今、御答弁の中であります、アメリカで既に導入をされているシステムだということでありますが、ほかにも検討されている国があるという御答弁がありました。実際に、どの国が、どのくらいのレベルまで検討を進めていらっしゃるのか、詳細をお尋ねしたいと思います。

○河野副大臣 私の知る限りでは、EUなども導入をする予定と伺っております。そのほかに、シンガポール、マレーシアといった国々も検討しているというふうに承知しております。

○石関委員 検討がどのくらいの段階まで進んでいるか、これは承知をされているのでしょうか。

○河野副大臣 EUはビザの段階で指紋を提供いただくというようなことだと思いますが、日本がこの法律に基づいて施行するよりも、EUの方が早い段階で導入するのではないかと思っております。

○石関委員 確認を申し上げますが、そうすると、出入国の水際でやるというのは、まあアメリカが既に導入されて、日本でやるということであって、他国においては違う段階で行うということとで検討を進めているということでしょうか。

○杉浦国務大臣 私が直接聞いたのは韓国ですけれども、この間、韓国に行っていました。韓国はどうか政府内部で検討しているというふうなことはなした。まだ国会に提出するとかそういうことではなした。だから、そういう国は、私、直接申し上げている国は韓国ぐらいですけれども、シンガポールもマレーシアも、テロ防止というのは国際的な協調のもとでやるということを進めておるわけですから、そういう国は結構おありになるんじゃないかと推測をしております。

○石関委員 これは、情報を各国の当局とやりとりするというのもあり得るわけで、アメリカだけが既に導入をされていて日本がそれに追従するということか、日本でも独自にこれはやらなければ

いかぬということを進めるということであります。が、情報をやりとりするわけですから、各国の状況も見きわめて進めていくのが私は適切かなというふうな思っています。今お伺いすると、まあ一部把握をしておいたり、まだ余り、しっかり各国の状況の進捗について把握をされて、そこも検討しながら進めているというふうには受け取れなかつたんですが、この部分はいかがでしょうか。

○河野副大臣 最終的には、各国がテロ対策として導入することになるんだらうと思えます。我が国は、我が国に対してテロリストが入ってくるのを防ぐわけでございますから、諸外国の導入いかんにかかわらず、このシステムを導入するのは我が国の治安の確保という意味においても大変大切だと思えます。ほかの国の導入時期を推しはかたて導入するというのではなく、必要に迫られて導入することだと思えます。

○石関委員 副大臣の意気込みはよく伝わってまいりました。それでは次に、この法案の目的についてお尋ねをいたします。先日も同趣旨の質問がありました。この法案の目的については、テロ対策というのが目的なのか、あるいは犯罪捜査が目的なのか。これは、提案理由の説明ではテロ防止、未然防止ということですから前者なんだろうと思っております。犯罪捜査というの、目的の中でどういうふうな扱われているのか、どうお考えなのか。

先日の答弁では、不法滞在者対策や外国人犯罪捜査が目的であるかのような発言もありました。例えば、河野副大臣におかれましては、リピーターを未然に防ぐというのが最大の目的だ、このように発言をされておられます。他方で、大臣は、目的はテロの未然防止だということにおっしゃっています。これは食い違いがあると思っております。一致したお考えとしてはどういうふうな考えでよろしいのでしょうか。

○河野副大臣 主たる目的はテロ対策でございます。そこに全く食い違いはございません。

しかし、これは入管法の改正でございますので、不法入国、不法滞在といったものを防止することにも当然に資するわけでございます。そういう意味におきまして、リピーターを防ぐのが最大の目的だと申し上げたわけでございます。

○石関委員 主たる目的がテロの未然防止だということですから、リピーターを防ぐとか不法滞在の対策とか、こういった部分に関しては従たる目的というふうにとらえてもよろしいんでよろしいかと。主たるものと従たるものということですか。

であるのであれば、結果として、大きなテロの未然防止という大目的の結果として不法滞在の対策とかリピーターの防止というものがついてくるものなのか、両方とも同じように、主たる、従たるというのはありますけれども、大きな目的であり小さな目的として一体として目的の中に入っているものなんですか。いかがですか。

○河野副大臣 日本の治安回復のための元年という位置づけでございます。主たる目的はテロ防止でありまして、同時に、不法滞在、不法入国を防ぐということの大変大切なことでございます。

今、二十万人を超える不法滞在を五年で半減するために、入国警備官を初め一生懸命努力をしておりますが、そのためには、その流入をまず断たなければ幾ら退去強制をかけても半減できないということでございますので、主たるあるいは従たるということの違いはありますが、両方ともしっかりとやっていきたいと思っております。

○石関委員 これも、先日漆原委員から御指摘がありました。私も同じように思っています。改めて申し上げたいと思っております。であれば、両方、提案理由説明、趣旨説明の中でそのことについても十分に触れられたらよかったですかというふうな思いです。そうでないから、こういう主たる、従たるとよくわからぬような議論になってしまふところがあるでしょうし、本当の法案の企図するところがよくわからないという部分もあるかと思っております。改めて大臣、このことは今、い

かがお考えですか。

○杉浦国務大臣 そのように提案理由説明で不法滞在対策に資するというのを入れればよかったですかなと思っております。

つまり、データベース、突合するデータベースは一つで、そこには不法滞在者も入れますし、国際的なテロと指定された人とかそういうものを全部一つのベースに入れますから、突合すればこっちにも当たる場合があるわけで、別々にすることは意味がございません。目的は未然防止でありまして、データベースと突き合わせたらこれはリピーターだということがわかる場合もありませんでしようし、そういう趣旨で資するというふう

に申し上げたわけでございます。

○石関委員 随分広範な目的が実はあるということだと今承知をいたしますが、それでは、やはり十七日の審議で政府参考人の三浦さんの御答弁で、おおむね一年間に六百万人から七百万人の外国人が対象になるというふうにおっしゃっています。これらの外国人の上陸時に取得した個人識別情報をすべて個人単位のデータベースとして管理するということをご予定されているのでしょうか。

○河野副大臣 今でも、来日された外国人の情報は文字情報という形で、本人の氏名あるいはパスポート番号その他が管理されております。それに新たな個人情報として、今の予定では指紋と顔写真が加わるということでございます。

○石関委員 これはもう一度確認しますけれども、そうすると、主たるとか大きな目的というふうにおっしゃいましたけれども、本来の目的としては両方あって、テロの未然防止と同時にリピーター、同じような大きな目的で二つを抱えているということでしょうか。どっちの方が重みがあるということではなしに両方とも同じような重みで、この法律の企図しているところはこの二つを防ぐことだということに、もう一度確認をしたいと思いますけれども、よろしいですか。

○杉浦国務大臣 この法律の目的は、テロの未然防止のためにこういう制度を導入するということ

でございます。

ただ、それによって守られる我が国の利益と申しましよか法益、テロももちろん重要であります、アルカイダから名指しされているわけでありますから未然防止も大変大切であります、結果として、不法滞在が防止できる。その結果については、どちらが優先でどちらがというのでなく同等に価値のある、公益、法益が守られることになるといふふうに思います。

○石関委員 そうすると、主従というよりは同じような目的だ、同じだけ重みのある目的だといふふうにとらえてよろしいんでしょか。

これは、出入国時の本人のリスト、情報と、それから、いわゆるブラックリストですとかそういったものと照合して、大丈夫な人は上陸していいですよ、こういうシステムですが、上陸されて入ってきた外国人の方が採取をされた情報について、行政機関等個人情報保護法の三十六条一項に利用停止請求権というのがありますけれども、これに基づいて利用停止を請求することができるのではないかと思いますが、いかがですか。

○河野副大臣 利用停止を請求することは可能だと思えます。

○石関委員 請求を受けた後の扱いについては、どのように考えていますか。

○三浦政府参考人 御質問の点でございますけれども、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の三十八条に規定がございまして、委員御指摘のような請求があった場合におきまして、当該請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な限度で、当該請求に係る個人情報の利用を停止しなければならず、こういう規定がございまして、したがって、実際に請求があった場合に個人識別情報を抹消するかどうかという点につきましては、請求の理由に応じて個別に判断をすることになろうかと思えます。

○石関委員 それでは、手続的に認められるということでありまして、こういう申請があった場合

は、これを受けて個別にその場で判断をするということでもよろしいんですね。確認をしますけれども、あらかじめこういう方針とかそういうものではなくて、請求を受けたら、その段階で個別にしっかりと審査をするということでもよろしいんですね。

○三浦政府参考人 御指摘のとおり、個別に法の規定にのっとった審査をすることになると思いますが。

○石関委員 それでは、個人情報採取して、その後、いつまでこれを保有して保管しておくんだということについてお尋ねしますが、これは法律の中に明文の規定がありません。採取後いつまでというのがあります。出入国審査が水際で防止をするということであれば、終了した時点でもいいのかも少しないです、あるいは、入国した方が出国をした時点で直ちにこれを削除するということでもよろしいのかなと思えますが、これは政府としては、できるだけ長くこれを保有したい、こういう意思が見られるというふうに入っています。

先日の十七日の審議でも、河野副大臣は、保有期間は七十年から八十年、こういう発言をされております。他方で、やはり三浦政府参考人におかれては、出入国の公正な管理に必要な限りにおいてこれを保管し、必要でなくなった場合には適正に消去するというふうにおっしゃっております。

また、これは二〇〇五年の六月二十八日ですが、この日に開催された政府の犯罪対策閣僚会議、ここに提出された資料であります「バイオメトリクスを活用した出入国管理体制の構築について」、この資料においては、「当該外国人の出国後、期間が経過して利用する必要がないと認められた場合には、当該電子情報を速やかに消去する」というふうに入書されております。

これは、それぞれ政府の発言なり文書なんです、それぞれ違っておられます。政府として、統一してこの保有期間というのはどのくらい、どの期

間というのを明確に考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○杉浦国務大臣 提供を受ける個人情報につきましては、出入国の公正な管理に必要である間は保有することになります。したがって、まず、提供者がまだ出国せず我が国に在在している間は保有する、これは当然のことでございます。また、出国後も、事後的な確認の必要性や再入国の際の審査で利用する可能性に備えて、内部の運用基準で定める一定の期間は保有いたします。まだ決めておりませんが、具体的な保有期間については、施行後、その結果を踏まえて最終的に決定することとしたいと思います。

なお、現時点で見込んである保有期間については、テロリストや犯罪者に有益な情報を与えることになりまますので、公表を差し控えることとしたいと思います。

河野副大臣が七十年から八十年ということを出言されましたのは、今申し上げました法務省の方針を踏まえて、国民の生命と安全を守るためのテロ未然防止対策という立法趣旨からすれば、論理的に可能な保有期間は最長で七十年から八十年とすると趣旨で発言されたものでございます。

○石関委員 そうすると、これは今の段階では、いついつということではなくからというふうなことでよろしいんですか。

○杉浦国務大臣 まだ決めておりません。

○石関委員 これだけ個々人にとつて大変重要な問題、情報を、法案を今改正の審議をされている段階でいつまでかわからない、これでは国民の皆様はとて納得しないと思えますけれども、これで、ああ、そうだと国民の皆さんも納得いくと思つてこの法案を提出されているのかどうか、改めてお尋ねします。

○杉浦国務大臣 先ほど私が申し上げた答弁を繰り返すことになりましたが、上陸審査時に、特別永住者等、除外例が規定されておりますが、外国人から提供を受ける指紋等の個人識別情報につきましては、出入国の公正な管理に必要である間は保

有することになります。したがって、まず、提供者がまだ出国せず我が国に在在しておられる間は、当然のことながら保有いたします。また、出国後も、事後的な確認の必要性や再入国の際の審査で利用する可能性に備えて、内部の運用基準で定める一定の期間は保有いたします。具体的な保有期間については、施行後、その結果を踏まえて最終的に決定することとしたいと思います。

なお、現時点で見込んである保有期間については、テロリストや犯罪者に有益な情報を与えることになりまますので、公表を差し控えることとしたいと思います。

○石関委員 滞在中は当然保有をするということも、これは私はずも当然ではないと思いたすので、テロの未然防止ということであれば、入国審査が終わった段階で消去することも十分考えられることであるから、これはとて当然といふふうには受け入れられません。

繰り返しになりますけれども、テロの未然防止のために、こういう情報を外国人の方も提供して、それでしようがないよ、いつまで保有されちゃうかわからないけれども、いや、テロの未然防止だ、こういう治安を守るためには、いつまでこういう大変な指紋ですとか顔とかそういう情報がデータベース化をされて保管される、わからないだけども、しようがないよ、それでお国のために協力しようというふうには、国民の皆さんや入国をされる外国人の方が今の説明で納得されると思われませんか。

○河野副大臣 同じ人間が違う旅券を使って日本に入国を繰り返すということは多々起きております。残念ながら、今の入管の職員が非常に努力をしておりますが、それでも今、退去強制がかかる八人に一人はそうしたリビーターであるのが厳然たる事実でございます。

また、アメリカは同様のシステムを導入しておりますが、二〇〇四年、二〇〇五年、二〇〇六年と、確実にアメリカを訪問される外国人の数はふ

えております。むしろ、このテロが横行する、テロがばつこする時代にあつて、確実にテロリストをストップするシステムがあるということは、その国にむしろ人を引きつけるということになると思つておりますし、先般来日されました国際移住機関のマッキンリー事務局長との意見交換でも、当然にそれは人間の生存期間は保有されるべきだろうという御意見でありました。

そういうことを考えれば、来日中は当然に保有すべきだと思いますし、帰国後も必要な期間は保有すべきだと私は考えております。

○石関委員 アメリカの入国者がふえたとかなんとかというのは、それはいろいろな要因があるんでしょうから、これを入れたから激減したとか、そういうふう簡単に言えるものではないんだと思います。それに、今の御説明を伺つていますと、だれだれが言つていられるとか、御自身の希望するところはわかりませんが、これで私は、とても国民の皆さんや外国の入国を希望される方々が、そうですかということではないというふうに思います。

ところで、先ほど伺いましたけれども、一年間に六百万人から七百万人、個人のデータベースとして管理をするということでありまして、これだけデータを蓄積していくということは、期間は今お尋ねをしても全くわからないということでありまして、どれぐらいの期間になるのかわかりませんが、いずれにしても、年間六百万から七百万、これだけのデータを蓄積するというのは、大変なデータベースにもなると思ひますし、我が国でこういう指紋とか、いろいろな処理をされるんではないかと、こういう大きなデータベースを持つていられるというのは前例がないんじゃないかというふうに思ひます。

これだけの大変大事な、センシティブな情報を管理するということですから、この保管ですとかデータベースの運用については、私は別途の法令上の規定をするべきではないかというふうな考えますが、これについては、大臣、いかがお

考えですか。
○杉浦国務大臣 どのような管理をするか、私、コンピューター機器に弱いものですから、担当局長から答弁させます。

○三浦政府参考人 御指摘の個人識別情報の管理、保管につきましては、これは厳重にすべきこととは当然でございます。

今我々が考えておりますのは、外国人から提供を受けました個人識別情報につきまして、これを暗号化したしまして、専用の通信回線を使いましてデータベースの機器に送信して、そこに蓄積すること、このことを考えております。また、このデータベースの機器類につきましては、立ち入り制限をします専用の区画に設置いたしまして、部外者の侵入ができないような措置を講じることも考えております。また、データベース機器へのアクセス制限やシステムの監督を行いまして、技術的かつ組織的なセキュリティ対策を実施すること、これを予定しているものでございます。

こういったことを、万全の体制のもとに、細心の注意をもって保管、管理を行う所存でございます。

○石関委員 ちゃんとこれを管理しますので信用してください、別の法令なんか要りませんよ、こういう御答弁かと思ひますが、大臣、それでよろしいですか。

○杉浦国務大臣 もう当然のことながら、重要な個人情報ですから、厳重に管理するということが当然のことだと思ひます。

○石関委員 しかし、最近、法務省だけでなく、今大変な問題になっております個人情報役所からの流出ですね、法務省においては受刑者とか未決拘禁者の個人情報、これが大量に流出をしたという事件がありました。

今、大丈夫だというふうにおっしゃられても、現に今現在、情報の管理とかそれに対する法務省の認識は大変希薄で、このことに対して私は大変な危惧を抱いているんですが、まずこういうところからしっかりと認識を高めて、情報の大切さと

いふものをまず徹底していただかないと、これだけの情報を新たに採取しようということにはまだ早いのではないかと私は思ひますが、既に起こつた情報の流出を踏まえて、大臣、改めてどういふふうにお考えになっていきますか。

○杉浦国務大臣 法の番人たる法務省が、その一部職員が公的情報を持ち出してウィニーにつないだ、そこでウィルスに感染されて、相当大量の情報が流出したという事故は重大に受けとめております。現在、徹底調査をし、点検をし、再発防止策を検討し、最終的には職員の処分も考えておるところでございますが、まだ最終的な結論は出ておりません。

今度行うこの個人情報について、同じようなことが絶対起こつてはならないことは申すまでもございませぬ。対応策を当然考えておるわけでございますが、ちよつとその詳しいことは、私、技術的なことはわかりませぬので、事務方から説明させます。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。ただいま大臣から御説明ございましたが、ウィニーなどの交換ソフトにつきましては、これは、一般のインターネットですとか、こういうところにつなぐことによつて被害が出るということのようでございます。

私ども、今具体的な対策として考えておりますのは、いわゆる指紋等の個人識別情報のデータのやりとりにつきましては専用の回線を使用すること、このことを考えております。端末機器を専用のシステム以外のネットワーク、例えばインターネットに接続することが一切できないようなシステムとするというところでございます。

それから二つ目といたしまして、端末機器やデータベースの機器につきましては、コンピューターウイルス対策のソフトウェアを必ず導入するということ。

それから三点目といたしまして、端末機器には基本ソフトウェア以外のソフトウェアを無断でインストールできないような構造にする。

こういうシステム上の対策を施すこととしておりますほかに、決められました職員以外の者が個人識別情報にアクセスすることができないような形で、アクセスできる者を限定する、こういった情報セキュリティ体制を構築することとしておるところでございます。

○石関委員 ウィニーのようなそういうソフトによつて、これだけの情報が流出してしまつた。今、認識の不足ですとか体制の不備というものがあつた段階で、それが解決し切つていない段階で、違うシステムだということでありまして、私はこの情報の管理について大変な懸念をしておりますので、そのことをしっかりと表明させていただきます。

次に、先ほどもちよつと触れましたけれども、上陸時に取得をした外国人の個人識別情報、これについては行政機関等個人情報保護法に基づいて利用及び提供がされるということでありまして、この法律の八条二項に言う利用目的以外の目的のための利用及びほかの行政機関に対する提供について、先ほどもちよつと御答弁をいただきましたけれども、具体的にどのような場合、例を想定されているのかというのをお尋ねしたいと思ひます。

○三浦政府参考人 いわゆる行政機関が保有する個人情報ということになりますので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用を受けることになるわけでございます。したがいましめて、同法に規定します個人情報として、法律上可能な範囲で利用及び提供を行うということになるわけでございます。

具体的に申しますと、例えば、警察等が犯罪捜査に必要であるということで、刑事訴訟法に基づきまして捜査関係事項照会というものを提出してきただけの場合には、これはまさに法律に基づいた照会でございますので、これに對しまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律で認められる範囲内において回答をするということになると思ひます。

○石関委員 今の部分をもう一度お尋ねいたします。

そうすると、捜査関係事項照会書ですか、これが出された場合には、改めて、どんな基準でこの照会に応じるのか、また、どんな被疑事実でも照会に応じますよということなのか、こういう基準があつてこれでやるんだということなのか、お答えをお願いします。

○三浦政府参考人 具体的な照会の中身によるんだらうと思ひますけれども、あくまで、刑事訴訟法に規定します捜査関係事項照会というのは、前提といまして、具体的な被疑事実と申しますか、犯罪と疑われるような事実が存在して、その立証のために証拠収集として照会をする、こういうものでありますので、そういうものが具体的にないような状態で、例えば、一律に入管の持っている指紋情報を全部見せてくれというふうなことであれば、これは到底応ずるべきではないわけでありまして、個別の事案の内容によるんだらうと思ひます。

○石関委員 それでは、例えば、今の、警察等の捜査機関からの照会で、犯罪現場の遺留指紋との照合を行いたい、指紋が残っていたので、これとの照合を行いたいので、入管から外国人の指紋情報をすべて提供してくださいよ、こういう照会依頼があつたときには、法務省としてはこれに依るんでしようか、いかがですか。

○三浦政府参考人 委員の御質問の趣旨をもしかしら取り違えていたかもしれませんが、要するに、何らかの犯罪の痕跡と思われる指紋が今警察の手元にあるので、入管から全部指紋を出してくれというのは、やはりちよつと筋が変なのかなというふうに思ひます。

ただ、具体的に、当該指紋について特定された形で、こういう指紋が非常に重要である、例えば、どうも外国人だと思われる方が亡くなつていて、およそその人定をする手がかりがほかにない、ただ指紋だけわかつていてというケースで、この指紋が現在日本にいる外国人だと思われるけ

れども入国の事実があるかないかというような照会があれば、これは当然、照合してお答えすることになると思ひます。

○石関委員 それでは確認いたしますけれども、遺留の指紋があつて、これと照合したいと、では、入管が持っているデータを全部見せてくれ、全部に照合したいんだというようなことは、今の話では、現在のところ想定されないということよろしいんですね。

○三浦政府参考人 あくまで入管が入管行政の目的で保有している情報でございますので、これをそのまま警察にすべて渡すということはあり得ない話でございます。必要があれば、警察の方から照会をいただいで、私どもの方で、その照会された当該指紋なら指紋に該当するものがあるかないかというのをこちらの方で照合作業をいたしまして、あれば回答をいたします。こういうことでございます。

○石関委員 そうすると、個別の案件によって必要性を判断される、しかし、それについての明確な基準はないということよろしいですね。

○三浦政府参考人 私が申し上げているのは、あくまで法に基づいて措置をするということでございますので、当該情報、今回法改正でお願いしている指紋や顔写真の情報といひますのは、基本的には出入国管理の公正に資するという目的でございますので、入管業務以外のところで使用するのには、それは目的外的使用ということにならうかと思ひます。

目的外的使用の場合には、それなりに保護法で認められた範囲内で行うということになるわけでございますので、そういう意味では、今御指摘ございましたように、我々が、例えば何百万件も指紋情報を持つていて、これを一律に別の組織に提出するとか、そういうことはおおよそあり得ないだらうか、そういうことはおおよそあり得ないだらうか、そういうことはおおよそあり得ないだらうか、それは、まさに本来の目的から外れるわけでありまして……。

○石関委員 目的とか目的外とかありましたけれども、結局のところ、基準はなくて個別に必要性を判断するということよろしいんでしょうか。

○三浦政府参考人 御指摘のとおり、結局のところは個別の検討によるということになると思ひます。

○石関委員 では、基準はない、個別に判断をするということですから、大変、恣意的な判断をされるんじゃないかなという不安も今抱きました。もう一つ、出入国管理及び難民認定法の六十一条の九、この運用についてお尋ねをいたします。

この規定は、昨年の改正で新設された、外国の出入国管理当局に情報を提供し、あるいは外国の出入国管理当局から情報を取得することができるという規定でございます。これについてお尋ねします。

先ほど、副大臣から関連の御答弁があつたと思ひますけれども、ほかの国が整っていないじゃないかというところで質問させていただきましたが、十七日に、やはり三浦政府参考人の答弁によりまして、テロリストの情報を収集するために活用し、入手をするという答弁をされておられると思ひます。それでは、それ以外の目的に利用することはないとお尋ねをしております。

○三浦政府参考人 御質問の趣旨がちよつと、私も自信がないんですが、要するに、テロリストに関する情報を外国から入手した場合に、その情報については、テロリストの認定、テロ対策のためにだけ限定されるのか、こういう御趣旨でございますか。

恐らく、テロリストの認定に資する資料というのは、一般では、まさにその部分においてしか用をなさないのであると思ひます。

ただ、仮に外国からテロリストに関する何らかの情報を入手した場合には、それは当然、我々としても要注意人物としてマークすべき対象になりますので、場合によつたら別の関係で、入管行政から必要に応じてそれが有効に役に立つことがある

のかもしれない。そういうことでございます。

○河野副大臣 例えば人身取引などに関してデータのやりとりをするということは、入管の仕事として、入管の目的としてあり得ると思ひます。

○石関委員 それでは、例えばの例で幾つかお尋ねをしたいと思ひますけれども、テロリストかどうかというのは我が国ではよくわからないけれども、外国の入管当局から情報の提供をしてくださうかというの要求があれば、例えば対象者の指紋情報、入出国の情報、在留情報、こういったものをそれぞれ提出することになるということよろしいんですね。

○三浦政府参考人 ちよつと今、御質問の趣旨を私はつきり理解できなかったんですが、日本の方から外国に情報を提供するという御趣旨の御質問でございますか。

私ども、今考えておりますのは、まず我が国におけるテロ対策というのを最優先すべきだらうかというところでありますので、外国から日本にテロ情報を提供してやってもいいところがあるが、これをいただくということを最優先にしようと思つております。

もちろん、外国に対してテロ情報で提供できるものがあれば、将来的には我が国からも何か提供するんだらうと思ひますが、では、具体的にどの範囲の情報をどの程度提供するかということ、まさにこれは、今委員御指摘になつた法の六十一条の九ですか、この趣旨にのつとてなされるべきものだらうかというふうに思ひますので、現段階で、まだ具体的なものが無い段階で一般的に御説明するのはなかなか難しいかなと思つております。

○石関委員 今、具体的なことがないのでわからないということですが、でも、どういふことがあるのか想定はされているべきだということに思ひます。

今の情報の交換の形式ですけれども、例えば、だれだというのがよくわからないけれども、いつからいつまでに入国したとか、そういった情報を

縛るといふことでございます。

委員御指摘の先ほどの事案でございますが、これは恐らく、非常に暴れたことから、毛布などを足にダメージを与えないような形で巻いた上からロープで縛るなりして、一時的に落ちつかせるまでの時間、そういう状態にしたことはあつたかと思つております。

○石関委員 これは、今御説明がありましたけれども、もつといろいろな事例があつて、いろいろな批判もされていると思ひますけれども、また別の機会でお尋ねをしていきたいと思ひます。

またちよつと変えて、これは主にフィリピン人を対象にした入国資格の件ですけれども、これは十八年二月一日の毎日新聞にある記事ですが、入国審査の厳しい東京入管を避けて、フィリピン人の女性ダンサーや歌手の入国資格を札幌入管で取得し、芸能活動以外の接客業をさせたとして、神奈川県警は一日、招聘業の男女二人を入管法違反容疑で逮捕したとあります。管轄外申請制度というものを悪用した例だといふふうに承知しております。

ただ、そもそもこれは、ここに、法務省入国管理局のコメントが最後の方に出ておまして、こゝういった地方の審査の甘さを悪用して、この制度を悪用して証明書をとつたといふことなんですけれども、同証明書の発給率は、東京入管は明らかにほかの入管より低く、以前の半分以下程度であると、これは法務省入国管理局が新聞社に対してコメントを出していますね。といふことは、犯罪を犯したので逮捕されてもしょうがない人たちがありますけれども、そもそもこれができるといふことは、東京入管と地方の入管の審査の違いがある、ここに私は問題がある、これがそもそもおかしなことだといふふうに思ひます。

だけれども、法務省は、興行目的の同証明書について、入管別申請数や発給数というのは公表していない。これは、公表していいかどうか、一つお尋ねをいたします。

そして、地方と東京では、審査の基準があい

いで、東京はきつくて地方は甘いといふことがあつたのかどうか、お尋ねをいたします。

○三浦政府参考人 答え申し上げます。これは恐らく興行の在留資格認定証明書の交付の申請とそれに対する交付率の話だろうと思ひますが、確かに、おっしゃるとおり、数字は、統計的なものは公表していません。

ただ、今、東京局とその他の局でいわゆる交付率について大分差があるという御指摘でございますが、私も、先生からお話がございまして、ちよつと調べてみました。昨年一年間、平成十七年の一年間における興行の在留資格認定証明書の交付申請に対する処分状況で、いわゆる交付率がどの程度あつたかといふことで、全国平均七〇%でございます。それに対して東京が六六%といふことで、多少は低いのでございますが、これはいろいろな個別のケースがございまして、それぞれ審査をするわけでございます。

もちろん、基準については省令ではつきり決まっておりますので、基準に本件申請が合致するかどうかといふところをいろいろ提出された資料で判断していくわけでございますので、それは多少のばらつきが出ることはあるかもしれませんが、押しなべて見ますと、ほぼ同じようなパターンになつていふふうに認識しております。

○石関委員 この中で業界団体のコメントも出ていますけれども、今、そんなに変わらないんじゃないか、全国平均が七〇%で、東京は六六だから四%しか違ひませんよといふ話ですけれども、これは業界団体のコメントで、各入管によつて判断基準が異なる可能性があるかと大変批判をされているんですね。これは批判には当たらないといふことだと思ふんですが、今の御答弁。であれば、公正に、皆さんがそうですかと納得するように、入管別の申請数とか発給数とか、これを公表すれば皆さんは納得されると思ふんですね。これを公表しないから怪しいんじゃないかといふことになつていふんじゃないかと思ふんですね。

も、いかがですか。

○三浦政府参考人 ちよつと私、今手元に具体的な資料がなく、急なお尋ねですから、はつきり正確にお答えできるかどうかわかりませんが、それなりに何か理由があるんだろうと思ひますけれども、御指摘を踏まえて、公表できるものであれば、それは公表する方向で検討はしてまいりたいと思つております。

○石関委員 理由は今のところはわからないといふことですが、理由があるのなら、後で結構ですから教えてください。基本的にはこういふ情報というものは公開が基準だと思ひますので、何で公開をしないのか、そのことがあらぬ批判を呼んでいるのだとすればこれは失敬な話ですから、しつかりとこれは公表をしていただきたいといふふうに思ひます。

もう一つ、入管の関係でお尋ねをします。私、手元に、事務連絡で、平成十六年十月二十二日。あて先は、入国者収容所総務課長殿、地方入国管理局総務課長殿、地方入国管理局支局総務課長殿。発元は、法務省入国管理局総務課補佐官の丸山秀治さんという方になっております。

タイトルは「職員の出接に関する適切な対応について」といふことで、いろいろな苦情が当接について」といふことで、いろいろ苦情が当局に寄せられていて、「入国手続について十分な説明がなされなかつた。」「電話による対応が横柄である。」と、職員の出接に関する苦情が寄せられているといふことであります。「その対応如何によつては世界各国における日本の印象を損ねる事態ともなりかねません。出入国管理行政においては退去強制処分を始めとして不利益処分を行うこともあり、時には厳正な対応が求められることにもありますが、迅速かつ丁寧な対応をすることにより相手方に無用な不信感を抱かせることなく処分を行うことが可能になると思われまふ。つきましては、当局の行政の対象者の多くが、我が国の制度や日本語を十分に理解していない外国人であることを再認識し、従前にも増して職員一人ひとりが適切な出接に努めるよう一層配慮して頂きた

く改めてお願い致します。」と。

この文書が、事務連絡が出るに至つた経緯といふのは、こういった苦情がたくさん来ているといふことを背景にしているんだと思ひますし、どういった経緯でこういう文書が出されているのか。あるいは、どのような頻度でこういう文書が出されているか、ちゃんとした対応をしてくださいますといふことなのか。どの程度の苦情が寄せられているのか。お尋ねをします。

○三浦政府参考人 委員御指摘のとおり、全国の入管で、いろいろ窓口業務等に関して、国民の方、また外国人の方から苦情が寄せられることは多うございます。ただ、統計をはつきりといふわけではないので、今どの程度といふ数は申し上げられないのでございますけれども、今御指摘のございました事務連絡は、まさにそのころに、入管を利用された方から、いろいろ職員の出接に関する苦情が寄せられていて、いろいろ苦情が寄せられていて、国民の皆さんや外国人の皆さんに不快な思いをさせないよう、接遇には十分に注意を払つてまいりたいと思ひます。

○石関委員 役所がこゝやつて、事務連絡であつても文書で出すといふのは大事なことであります。軽微なことについてはこゝういふことをしないといふことでありますから、よほどの苦情が寄せられているといふふうに拝察をしますし、このことには大変懸念をしております。

まず、入管行政で、外国の方にもしつかり信頼をされる入管行政を現段階でしつかり行つてもらう。そのことがなければ、さらに外国の方にいろいろな不信を抱かせるような、今回の、指紋採取をしたり、こゝういふ法改正によるいろいろな外国人の方への対応が変わつてくるといふことは、到底私は受け入れられないといふふうに思ひます。

ので、そのことをしっかり申し上げて、私の質問を終わりにさせていただきます。

○石原委員長 次に、平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党の平岡秀夫でございます。

今回の法案については、いろいろな観点から問題点が非常に多いといえますが、慎重に考えなければならぬ点があるように私としては思っております。そういう意味で、この法案については慎重審議をお願いするとともに、我々としても、どうしても我々としてはこれは認めがたいという点については修正案という形で今後検討も進めていきたいというふうに思っておりますので、その点もぜひ御協力いただきたいというふうに思っています。

そこで、まず最初に、この法案を審議入りするに当たって、前提条件ができてくるのかというような話としてひとつお聞きしたいと思うのであります。

手元に、法務省作成の予算関係の資料、こんなシステムの中で物事が動けばこれだけの予算がかかるというようなことでお示しいただいていられるんですけども、今回の法案を施行するに当たって必要となる予算というのは、この資料で示されている、これは試算一、試算二という場合があるようですけれども、試算二の方がより幅広く行おうということでありまして、この七十億円ということではよろしいのでしょうか。

○河野副大臣 システムのスペックを固めてからでなければ正確な金額はわかりません。最低七十億、もし指紋の判定のレスポンスタイムを短くするというならば、百億円というふうに考えております。

○平岡委員 ここに、毎年六百万人から七百万人の方が入国される、その情報をストックして、そしてそれを利用していく、どういう利用をするのかというのはまた後で確認しなければ、その年間七百万人、河野副大臣の言葉で言えば、七十年間ということでは約五億人の人の情報というものがここにあって、照合されていくことにな

るんですけども、これはどこに入っているんですか。

○三浦政府参考人 委員のお手元にございますこの図によりまして、この右側にいわゆるデータベースのような絵がかいてございます。我々が今予定しておりますのは、この図面にもございますように、データベースに組み入れて、我が国に上陸しようとする外国人から採取した指紋と照合する対象は、ICPO手配者、指名手配容疑者の指紋リストと、それから入管で持っております被退去強制外国人の指紋リストということでありまして、八十万とか九十万という話でございます。

入国される方は毎年七百万とかという数になるわけでございますので、これは十年間で七千万となりまして、私も今、過去入国した人から採取した指紋に、次に上陸申請をする人から採取した指紋を当てるということは考えております。これはもう膨大な数になるわけでございますので、あくまで、この図にございますように、いわゆる退去強制歴のある外国人の指紋情報プラスICPOの手配指紋、こういうことでござい

ます。○平岡委員 それは今までの審議と全然違うじゃないですか。七百万人の情報をストックしておいて、これを活用していくんだ。活用の仕方は、私は非常に問題があると思えますから、この後質問しますよ。集めたものをどう使うかというのが全然示されないで、それを活用するためにはまた予算が必要じゃないですか。そういう予算も示されないで、こんな法案を審議するというわけにはいかないですよ。

我々は、これを議員立法で出すとしたら、この議員立法を遂行するために幾ら予算がかかるのか、ちゃんと予算の金額を、それは幅があるかもしれないけれども、先ほど言われたように七十億円とか百億円とかあるかもしれないけれども、そんなものを何も示さないで、そんなことをやるんではないかというように答弁している。これはおかしいですよ。そんな予算も示されないよ

うな法案、こんなものは審議できない。ちゃんと予算を示す。大臣、どうですか。

○三浦政府参考人 まさにこの図に数字が書いてございますように、これが、今我々が積み上げて、この程度になるであろうという金額でございます。つまり、先ほど私が説明したようなシステムにおいて、およそ一定の時間、三十秒以内、少なくとも、幾ら時間がかかっても三十秒以内で反応が出るという前提でシステム設計をしますと、七十億くらいになるであろう、こういう数字でございます。

それから、入国した人たちの毎年七百万件くらいの指紋の情報をストックして、どういうふうに使おうかという御質問でございますが、これは例えば……(平岡委員)それは質問していないと呼ぶ。○平岡委員 その七百万件の情報をストックして、何年間か知りませんが、河野副大臣の言葉によれば、七十年間、約五億人のデータをどう使うのかということがここに示されないで、そのための費用が示されないで、この法案は審議できない。大臣、どうですか。

○河野副大臣 最初から申し上げておりますように、スペックが決まらなければ正確な概算の費用は出ません。七百万人の来日者の指紋をきちっと把握して、別なパスポートで入ってくるような人間は、しっかりと次からの来日時に排除できるように、あるいはきちっと口頭審理ができるような、そういうシステムを組んでいるつもりであります。

○平岡委員 そのための予算がどこに示されているのかというのを聞いていますよ。そのための予算がなければ質問できない。○杉浦国務大臣 このシステムといいますが、やり方は、法律を成立させていただいて、施行後一年半に実施するという内容になっておりますので、今年度予算にはもちろん入っておりません。○平岡委員 そんなことは聞かなくていいです。七十年間入って入っていないのは、私もよく知っていますよ。

私は、一年間七百万件集まるそういう個人識別情報、これをどう利用するのかについて、どのようなシステムになるのか、そのために費用はどれだけかかるかということが示されなければ、予算が示されなければこの法案は審議できないと言っているんですよ。示してください。

○河野副大臣 ここでお示ししているシステムは、来日された際に指紋を提供いただいて、その指紋をどういう形で照合するのかというシステムについてお示しをしているわけでありまして、その指紋情報を保存するシステムにつきましては、今大変にコストダウンが早い世の中になっておりますので、どれだけの予算を確保することができかによって、当然にその容量は変わってまいります。

先ほど、最長で七十年ないし八十年指紋を保存したいというふうに申し上げておりますが、七十年ないし八十年というのは、十六歳で指紋を提供いただいた方が、生きて、平均寿命でその程度の指紋をいただけるんだらうと。最長の理論値をしっかりと確保できるかどうかは、保存する装置の費用その他を勘案しなければ、当然にできないわけでありまして。

○平岡委員 七百万件を保存するだけの費用を聞いているんじゃないんですよ。七百万件、何年間か保存して、それを照合していく、その照合するための費用もかかるわけですよ。そのものについて何も情報が提供されていない。我々は、この法案を施行するためにどれだけの予算がかかるのかというのをちゃんと示せと言って、出てきたのがこれですよ。

だから、我々は、そんな全貌がわからないような状態でこの法案を審議できない。大臣、どうですか。審議できない。○三浦政府参考人 今委員御指摘の、毎年の七百万人程度の入国者の指紋情報、これについては、蓄積方法はいろいろあるんだらうと思えます。要するに、データベースのために込むわけでございますが、我々が今考えておりますのは、そういういた

膨大な数の指紋情報に対して、入国審査の段階で一々当てていても、時間がかかって、そんなことでは到底入国審査はできないわけでありまして、それは考えておりません。あくまで、ここに掲げさせていただいたのは、ブラックリストに当てて。

ただ、先回の法務委員会でも警察の方から御説明がありました。いわゆるデユモンというテロリストが日本に過去何回も出入りしておった。最初に日本に来た段階……（平岡委員）そんなことは聞いていない。時間稼ぎしないでください」と呼ぶ。時間稼ぎではありません。聞いてください。

それで、そういった、後から照合をする必要がある場合には、多少時間がかかってもそれは構わない場合が多いわけでございますので、後日、問題が発覚したときに照合をする作業というのはこのシステムを利用してできるわけでございますので、私どもは、そういう照合作業も含めた上で、この七十億程度の予算でできるというふうに試算をしておるところであります。

○平岡委員 まず、この七百万件、毎年来る分についての利用の仕方、皆さん考えておられるのはいろいろあるかと思えますけれども、これについて、どのぐらいの予算がかかるのか、これは次に私が審議をするまでに用意をしてください。よろしいですね。

○河野副大臣 七百万件の毎年来日される方の指紋を名寄せする費用は、この七十億円に入っております。そうした方の指紋のデータベースをどれぐらい保存できるかというのは、その時点におけるベストな価格帯、性能を持った保存装置が幾らであるのか、あるいは幾らの予算を我々が確保できるかによって変わってまいります。

○平岡委員 では、河野さん、私、これは確認しておきますよ。例えばいいんですけれども、十年間保存して、過去十年間入った人と、ことし入ってくる七百万人の人たちを照合するということをやるんですね。入国時にやるんですね。

○三浦政府参考人 先ほども御説明いたしましたように、入国審査時には照合することは考えておりません。七百万が積年たまっていきますと何千万という数になるわけでございますが、これに対して、十秒とか二十秒とか三十秒といった時間で照合することになりますと、これは莫大なコンピュータが必要になるわけでありまして、そこまで考えてはおりません。

○平岡委員 河野副大臣、それでいいですね。

○河野副大臣 入ってきた方の指紋を名寄せして、もし別なパスポートで入ってきた同じ指紋があれば、当然にブラックリストにつけ加えます。残念ながら、入国時に瞬時にやるだけのシステムを組める予算がとれるとは思っておりませんので、一度いただいた指紋情報をバックオフィスで名寄せをして、必要な指紋があればブラックリストに加えるということでございます。

○平岡委員 それを私は聞いています。それと、名寄せをするための費用はどのぐらいかかるんですかと。

○河野副大臣 この七十億に入っております。

○平岡委員 局長、それでいいですか。

○三浦政府参考人 副大臣からお話があったとおりでございます。

○平岡委員 それだったら、我々に提出された資料は全くのうそじゃないですか。どこに、そうやって名寄せをするという形になっているんですか。名寄せするというようなことはどこに書いてあるんですか。名寄せをするときに書いてありますか。

○河野副大臣 わかりやすい概念図でございます。

○平岡委員 要するに、自分たちの都合のいいところを隠すのがわかりやすい概念図というんだから、これはもう審議できないですよ。ちゃんと全体像がわかるものを出してください。

この法律によって、一体皆さん何をしようとしているのか。この利用目的がさっぱりわからない、法律に書いていない。

私たちは、この法律を素直に読んだら、入国時に指紋とかをもらって、そしてそれを今までのいろいろなブラックリストに載っている人たちと照合してみても、これがもし該当するならば、この人たちについては入国を認めないというようなことに使われるのかなと思ったら、全く違うことが行われようとしている。こんな法案、これは欠陥法案ですよ。（河野副大臣委員長）と呼ぶ。ちよつと待ってください。

それで、私は思いますけれども、この個人情報保護法、皆さん方は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律をよく引用されますけれども、皆さん、これをよく読んでくださいよ。この法律だけでいいと私は思いませんけれども、こうした指紋のような個人の情報としては非常にセンシティブな情報を、一片の文書にかかわるような個人情報保護に関する法律で管理しているということ自体がまず間違っている。

このことを指摘した上で、さらに言えば、ここに言う第三条にちゃんと書いてありますよ。「行政機関は、個人情報保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならぬ。」行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。」

さっき言ったような、名寄せをするとかというようなことは、どこに書いてあるんですか、この法律の中に。今回の入管法の中にどこに書いてあるんですか。

○河野副大臣 この法案の目的は極めて明確であります。

第一に、我が国に侵入しようとしているテロリストを未然に防止することです。第二に、これは入国管理法でございますから、我が国に外国人が来日されるときに、適正にその来日を管理することです。

○平岡委員 それでは、まず、この法律によって、指紋を採取する、提出してもらって、これに

よって一体何をしようとしているのか、これをすべて出してください。特に、法務省の中で何をしようとしているか。

それからもう一つは、後で私は質問しますけれども、こういう情報が漏れた場合の影響は物すごく大きいですよ。だから、いろいろところで、目的外利用、本来の目的外利用をする場合がある、先ほども同僚議員が質問しましたけれども、何か知らぬけれども、行政機関から問い合わせが来たら、要請が来たら、それについて一つ一つ個別に判断していきます、そんなばかなことはないですよ。やはりこういった情報については、どう

いう場合には提供でき、どういふ場合には提供できないのか、この基準がしっかりとできていない限りは、こんなものではないですよ、こんな法律は。

大臣、大臣はこれまでの答弁の中で、指紋を採取することについては、公共の福祉というようなことであるならば指紋を採取することも許されるんだ、これは例の外国人登録法の関係の判例に基づいてそういうような答弁をされておられるわけでありまして、ただ、大臣、この判例は、そういう必要性があれば何でもできるということを書いていないわけじゃないですか。

例えば、こういうことをこの判例では言っています。採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活、プライバシーが侵害される危険性がある。個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押捺を強制されない自由を有する。先ほど大臣は、何か採取の方法がこれまでと違うからそれでいいんだという答弁をされましたけれども、それは、今の最高裁の判例では、そういう視点もあるかもしれないけれども、そういう性格のものであるということを書いていないわけですよ。

どうですか、大臣。この指紋をどう利用するのか、これについてしっかりと、その利用の目的、方法、どういふ場合にやるのか、これを我々にちゃんと示してください。

○河野副大臣 指紋の使用は明確であります。

一つは、諸外国から提供された情報等に基づいたテロリスト関連のブラックリストに照合をして、テロリストの入国を未然に排除するというところであります。次に、退去強制をされた過去の外国人、あるいは不正に複数の旅券を使ったり、そうした外国人のブラックリストをつくって、そこに当てはまる人間の入国をお断りするということでもあります。

○平岡委員 では、法務省で利用するのはそれだけでですね。いいんですね、副大臣。いいんですね、それで。

○三浦政府参考人 まさに今副大臣から御説明がありましたように、入国審査時に問題のある外国人をきっちり発見することが目的であります。ただ、それはまさにそのときだけではなくて、過去に入ってきた外国人についても当然その調査もして、問題のある人物であるということが後日判明することもあるわけでございますので、そういうことにも当然使うわけでございます。

○平岡委員 何か二人が答弁しなければわからないような制度じゃなくて、統一見解をちゃんと出して下さい。政府は、法務省として、提出された指紋については法務省の中でどのように利用するのか、そして、法務省はどのような場合に、ほかの行政機関から要請があった場合にそれを目的外使用として使うのか、この基準をしっかりと示してください。大臣、お願いします。いいですか。

○杉浦国務大臣 いや、明確に御答弁していると思えますけれども。

○平岡委員 全然明確じゃないですよ、そんなの。ちゃんと政府の統一見解として示してください。

○杉浦国務大臣 委員が御指摘になるならば、この見解とこの見解はどう違うかということを明確にお示し願いたいと思います。

○平岡委員 では、大臣、もう一遍言ってください。この法律によって指紋を提出させる。この指

紋は、法務省の中ではどう利用されるのか、そして法務省の外にはどのような場合に利用されるか。大臣、ここで答えられたら私も引き下がりますよ。

○杉浦国務大臣 それは先ほど副大臣と入管局長が御答弁したとおりでございます。

○平岡委員 大臣、あなたが答えられないようなことに使われるというのは、それはおかしいんです。大臣、ちゃんと答えてください。(発言する者あり) 答えていない。答えてください、大臣。(河野副大臣「委員長」と呼ぶ) 副大臣はいい。大臣が答えられないような、何のために使うのか、どう使うのか、答えられないような法律なんか、こんなのはだめですよ。どうということですか、これは。

○河野副大臣 入国の管理にしましては私が担当させていたしておりますので、私からお答えさせていただきます。

この指紋の採取につきましては、テロリストの入国の未然防止、入国審査、在留管理、あるいは過去にテロリスト等の入国の歴があることがわかった場合にこの指紋のデータベースを利用するわけでございます。

○平岡委員 それは、さっき言った、法務省の中でどう利用するかということの一部ですよ。それで全部ですか。そして、法務省の外に出るときにはどうなるのか、これについて答弁していませんよ。どういう基準でやるのか、答弁していませんか。していないじゃないですか。

そんないいかげんなことを、そんな後ろの方からちらちら答弁書を出さなければわからないようなものじゃなくて、ちゃんと政府の統一見解を、法務省の中でどう利用するのかということ、法務省から外へ出ていくときには、どういう場合に提供されるのか、このことについての基準をしっかりと示してください。そうでなければ、こんな法案、審査できないですよ。何のために使われるかわからない、そんな恐ろしい法案なんか、こんなのはとても認められないです。

○杉浦国務大臣 先ほど来、この個人情報、これは外国人の個人情報ですが、これを、外部から話がある場合には、個人情報保護法に従って、個別にきっちり調査した上で対応するということは入管局長も申しております。

○平岡委員 だから、個別に対応するでは全然わからないんですよ。指紋を採取される人たちが、どう利用されるかわからない。これは外国人だけじゃないですよ。これから、何か自動化ゲートとかというような形で入管の円滑化のために任意に提出される指紋、これについても、どう利用されるかわからない。そんなことで本当に円滑化できるような指紋の提出が行われると思えますか。提出された指紋がどのように利用されるのか、このことをはっきりと示してください。

これは、政府とやっけても仕方ないので、委員長、ちゃんと政府に対して要求するように理事会でも取り上げていただきたい。

○石原委員長 後日、理事会で協議いたします。

○平岡委員 ちよつと時間がなくて、押し問答していても本当に時間の無駄なので、私は聞きたいことはたくさんあるので、とりあえず次へ移らせていただきたいというふうに思います。

先ほど河野副大臣が年間七百万件のデータベースについての使い方をちよつと言われましたけれども、この七百万件、まづどのぐらい保有する期間があるのかということについて、何か先ほど大臣は、論理的な可能性としてはそういうのがあるということを示しただけだということに言われていきますけれども、河野副大臣、私、速記録を見たら明確に、副大臣は、指紋の最低採取年齢が十六歳ということと考えると、七、八十年は保有したいというふうに考えております。要するに、そういうふうにしてほしいことを言っているんだよね。これは論理的な可能性を言っているんですよ。副大臣としての意向を言っているということですか。副大臣、そういう意向を持っているということですか。

○河野副大臣 大体、人間の平均寿命が七、八十歳ということと考えると、十六歳で指紋を提供された方の平均余命は七、八十年ということに論理的になると思えます。

○平岡委員 質問に答えられないこの態度は、本当に許しがたいね。あなたは、七、八十年保有したいというふうに考えておられますという答弁をしていく。これはまさに、副大臣が大臣にかわって答弁するぐらい、閣議には出られないけれども、大臣にかわって答弁するぐらい、そういう意向を、法務省としての意向を示したということじゃないですか。それはそういうことではないんですね。論理的な可能性を示した、だれもこんなことは読まない。副大臣、どうですか。

○河野副大臣 予算が潤沢にあれば、七、八十年保有をして、きっちり、一つの指紋を持った人間が複数のあるいは虚偽の旅券を持って入ってこないような体制をとりたいというふうに考えております。

もちろん、こういう御時世でありますから、当然に予算に制限があることもあるわけでございます。そのときには、七、八十年保有をしたいけれどもできないかもしれない、そういうことはあるわけであります。しかし、論理的には、十六歳で提供していただいた方がその生存期間中指紋をきっちり保有をすることができれば、その人間が不法入国をすることはできなくなる可能性は非常に大きいと思えます。

○平岡委員 先ほど同僚議員の質問の中でも、政府には言い方がいろいろあって、要するに、必要な期間だけ、その必要な期間が過ぎたらこれは削除しますと言っています。大臣、必要な期間というのは、要するに七、八十年であるけれども、予算がないのでそれは七、八十年にはならないかもしれない、こういう見解が政府の見解であるということではないんですか。

○杉浦国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたが、法務省としては、上陸審査時に特別永住者等

を除く外国人から提供を受ける指紋等の個人識別情報につきましては、出入国の公正な管理に必要である間は保有することになります。したがって、まず、提供者がまだ出国せず、我が国に在留している間は保有いたします。また、出国後も、事後的な確認の必要性や、再度の入国の際の審査で利用する可能性に備えて、内部の運用基準で定める一定の期間は保有することとしたしております。

○平岡委員 何か本当に、全然議論が噛み合わない。本当にこの審議をしていてむなしくなるんですね。だから、私が聞いていることに同じことを繰り返さないでくださいよ。七、八十年が必要な期間だということはいんですか。

○杉浦国務大臣 繰り返してもよろしいんですが、繰り返しませんか、先ほど申したとおりでございます。

河野副大臣の御見解は、したいという表現にもございましたように、法務省の方針を踏まえながら、論理的に可能な数字としてあのような七十年、八十年という数字を出されたものと私は承知しております。

○平岡委員 この点については、審議をする前提条件として、まず法務省の、大臣が了承した統一見解、これを示してください。先ほど河野副大臣は違うことを言っていますよ。これが必要だ、だけれども予算がないからそれは制約されるでしょう、これが副大臣が言っていることですよ。この点、いいですか、大臣、統一見解を出してもらえますか。

○杉浦国務大臣 私どもは食い違っていると思っております。具体的な保有期間につきましては、施行後、その結果を踏まえまして最終的に決定することしたいと思います。

なお、現時点で見込んでいます、見込んでいます期間については、テロリストや犯罪者に有益な情報を与えることになりまますので、公表を差し控えることしたいと思います。

○平岡委員 本当に、質問したことに答えないで時間稼ぎをしているという、河野さん、本当にあなた、こんな国会審議でいいと思っているんですか。これからの将来を担おうとしている河野さんですよ。私は、河野さんいざれ総理を目指す方だと思つて、本当に真剣な議論ができるのかと思つたら、何か知らぬけれども、言葉じりをごまかすような答弁ばかりして、そんなことでは、あそこに、後ろに、少なくなつちやいましたけれども、民間の方々が、河野さん、大臣、総理大臣になつてほしいなと思つている方がおられても、みんな失望しますよ。ちゃんとまじめな、真剣な議論をしなければいけませんよ。

河野さん、七、八十年というのはあなたの希望を言われたので、それは私も希望として受けとめますよ。だけれども、論理的な可能性を言ったのではなくて希望を言ったのであつて、それは訂正します、どうしてそういうことが言えないんですか。

○河野副大臣 いざれ総理を目指すんじゃないんです。今回の法律改正の目的の一つに、適正な入国管理ということがございます。そのためには、不法入国を何としてでも防がなければいけない。治安元年ということを考えれば、不法に入国をしていく人間を水際で防がなければいけないということは大変大事なことであります。そのためには、指紋を一つの個人情報として、複数のあるいは虚偽の旅券で入国することを水際で防がなければいけないというのがあるわけでありまして、そこから、この指紋がどの期間必要になるかということを考えれば、そこは論理的に明確だと思つています。

○平岡委員 本当に、自民党もそろそろ政権をおりた方がいいですよ。先ほどちょっと私も判例を言いましたけれども、指紋というのはやはり非常にセンシティブな情報なんです。だから、七十年間保有するとい

うことになつたら、その必要性がやはり公共の福祉から見て本当に必要なものでなければいけません。本当にそれが説明できるのか。

先ほどの判例でいけば、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活、プライバシーが侵害される危険性がある。個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押捺を強制されない自由を有する。最高裁でそういうふうになつていまして、七十年間もこの指紋を保有し続けて管理していく。場合によっては、法務省の外にいろいろ必要な要請があつていくかもしれない。こんなことをして、最高裁の判例に合つていないと思いませんか、大臣。

○河野副大臣 今、一年間に来日される外国人の数は七百万人を超えております。また、不法滞在あるいは不法入国をされている外国人の数の合計は、およそ二十四万人程度と今推定をしております。不法滞在をされている外国人の数は、来日外国人の数に比べて約3%でございます。今、一年間に日本国内で検挙されている外国人の侵入強盗犯の実に五割は不法滞在、侵入強盗の約六割が不法滞在の外国人であります。

我々入国管理を預かる身といたしましては、不法滞在を何としても五年で半減という目標をきつちりやり遂げたいというふうな思つておりますが、そんな中でも、退去強制をされた人間の八人に一人がリピーターであるという現実には、全くじくじたる思いであります。

そういうことを考えれば、今回の入国管理法の改正は、この日本の入国管理に対して大変必要なものである。同時に、テロリストを未然に防止しなければいけないというところは、現在、アルカイダから日本がテロ対象国として名指しされている、あるいはバリ島やロンドンでテロで行われたそういう事件を見れば、必要性があるのは明白でございます。

○平岡委員 私は何も、水際でいろいろな情報と照らし合わせて管理をすることをやっちゃいけないと言っているんじゃないんですよ。年間七百万

件ある人、それをストックしていつて、十年たてば七千万件、河野さんの言われる七十年でいけば五億件、そういうものを保有し続けていることが、先ほどの最高裁の判例で言われているように、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活、プライバシーが侵害される危険性がある、このことを最高裁も認めているわけですよ。そういうことを踏まえたときに、年間七百万件、七十年間なら五億件にも上るものを保有し続けている、このことの危険性というのは非常に大きいんじゃないかということをおっしゃっているんですよ。本当にかみ合わないのか、すれ違い答弁をして、小泉内閣というのはそういうことをすることによって逃れてきたという本当に典型的な悪例を河野さんがそのまま受け継いでいるような気がしてしょうがない。

そこで、杉浦大臣、しっかりと答えてください。

○杉浦国務大臣 今、平岡委員から水際で対応するのは反対じゃないんだというお言葉を聞いて、基本的には賛成の趣旨だと承りまして、一安心いたしました。

保存期間については、再三申し上げてまいりました。決めておりません。この法律を通していただいて、準備を進めていって、コンピュータの技術は日進月歩でございます。日進月歩です。ですから……(平岡委員「持っていること自体の危険性を言っているんですよ」と呼ぶ)先ほどから再三申し上げてまいりましたように、個人情報情報は厳重に管理いたしまして、先生のような御心配がないようには、再三御答弁申し上げてまいりました。

○平岡委員 厳重に管理するのは当たり前ですよ。それは漏えいを防止するという意味で言っておられるんだらうと思つていますけれども、私がかさつきから言っているのは、これは理事会でちゃんと協議することになっていまして、本来、法律に基づいてと皆さんが言われていますけれども、そういうものをどういう場合に利

識しておいていただきたいというふうに思っています。

それで、次の話としては、今回、個人識別情報の中で、何か法務省令で追加できるような形で書いてありますけれども、何を考えていますかということとは聞きません。いろいろ考えているのかもしれないですね。しかし、やはり生体情報、個人識別情報というのは極めてセンシティブなものである。これを一片の法務省令で規定するというのは、私は極めて問題だと思っております。法務省は、人権擁護の担当をしている部局ではありませんけれども、人権侵害も極めて多い役所であるというふうにも言われています。そういう役所の中で、私は、法務省令に委任するというのは、これはおかしいと思います。

大臣、どうですか。個人識別情報、生体情報についてはきちつと法律で範囲を定めて、例えば、その中で、指紋については、二つしかとらないんだとかというふうなことがあるならば、それは省令で限定していく。それがいいと言っているわけじゃないですよ。そういうような限定的な仕方を省令で書くことは許されても、どれをとるかということについては、これはやはり法律できちつと書いていくべきだというふうに思いますけれども、大臣、どうでしょうか。

○杉浦国務大臣 先生がそういう御意見であることは承っておきますけれども、一般論では、法律で政省令に委任するとかいうことはよくございませぬ。国家行政組織法第十二条第一項によれば、「各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができ。」とあります。法律で定めるものもありますが、この法律においては、二つを例示して、政令で定めることができるとしておられるわけでございます。ちょっとお待ちください。——政省令で定めることは、先生のおっしゃるような不適切ではないと思えます。先生の御意見がそういう御意見であることは

承っております。

○平岡委員 承っておりますというのとはどういう意味ですか。聞いておくというだけで、これ以上議論はしたくないということですか、大臣。承るということは、ちゃんとそれを踏まえて、我々が修正案を出せばそれに政府としても賛同していただけるということではないですか。

○杉浦国務大臣 先ほど申しましたように、国民の権利義務に関するような規定を設けることは法律の専属の所管事項ではありますが、ある法律の中で一定の事項についてその内容の決定を省令等に委任することは可能でございます。実際、そういう例は多々ございます。改正入管法で規定する法務省令は、このような法律の委任に基づく省令でございます。

法律上で指紋及び写真を個人識別情報の例示として規定しておるわけですが、その上で、将来の生体情報認証技術の進展に伴いまして、同一人性の確認及び要注意人物リストとの照合という目的を達成するために最も適切な個人識別情報を省令で定めることができるように法律に委任規定を置くことは、問題がないと考えております。

○平岡委員 大臣、例えば髪の毛とか唾液とか足のつめとか、そういうようなものを書いて別々にいというところで言っておられるわけですか。

○三浦政府参考人 今の点につきましては、今回の改正法案の条文によりまして、電磁的方式によつて個人識別情報（指紋、写真その他の個人を識別することができる情報として法務省令で定めるものをいう。）を提供しなければならぬ、こうなつてございます。髪の毛でございませぬとか唾液、これは恐らく電磁的情報としての保存は不可能だろうと思えますから、この法文上、解釈上、多分入らないだろうと思えます。

○平岡委員 解釈で入らないというのなら、この法律で、これまでだということではちゃんと書けるじゃないですか。何かまた新しい技術が見つかって、こういうことをやりたいというなら、そのときに法律で書けばいいじゃないですか。

これ以外に何か考えているんですか、法務省令で。

○三浦政府参考人 今、現時点で私どもが考えておりますのは、指紋情報と顔写真の情報の二つだけでございます。ただ、将来的にどうかという可能性をお尋ねでございますれば、これは、技術が日進月歩でございますので、例えば指静脈ですとかそういうものも技術的にはある、虹彩なんかもあり得るだろうと思えます。それはあり得るだろう、可能性としてあると思えます。

○平岡委員 もうこれ以上は言いませんけれども、やはりこれはしっかりと法律事項として書くべきであつて、何がとれるかということを書き加えていくということは、本来この制度としてあるべきじゃないということ強く申し上げたいと思えます。

それから、指紋も、いいかどうかという問題があるかと思えます。これはまだアメリカでしか導入されていない、これからEJでまだ検討されているという状況、それから、いろいろ、この法案によつて任意に提供されるという指紋があつて、それをどうしていくかという問題があります。そういう状況を踏まえて、この指紋については、我々としては、法の施行、執行を一時凍結するということを要求したいと思えますけれども、大臣、どうですか。

○杉浦国務大臣 先生のお考えとして承りました。私も、あくまでもお諮りしたとおりの法律で御承認願いたいと思っております。

○平岡委員 たくさん聞きたいことがあるのに時間がないので、同じような話ではありませんけれども、ちょっと違う話、例の自動化ゲートの話でございます。

これは、本人が、望む人が指紋の提出をするという仕組みのようでありませぬけれども、本人がもうこれは利用しないんだというふうな考えたとくには、その情報については削除ができるというふうに解しますけれども、その理解でよろしいでしょうか。

○河野副大臣 その場合には削除いたします。

○平岡委員 それはどの規定に基づいて削除されるのでしょうか。

○三浦政府参考人 特段、規定がある、設けていなくてもいいけれども、これは、制度の趣旨からしまして、これは御本人の便宜のためにのみ、本人性の確認のために使うわけでございますので、御本人がもうその必要がないと言われれば……（発言する者あり）入管の方に申し出ていただくことになっていきます。

済みません。今のは御質問ではなかつたので、撤回させていただきます。

○平岡委員 どこにもその規定がなくて削除されると言われたので、信用できません。ちゃんと要請があれば削除するのか、あるいは利用をやめると言った時点で自動的に削除されるのか、どうですか。

○三浦政府参考人 どのような手続で行うかというの、詳細な手続はこれから決めていくわけでございますけれども、御本人が利用をもう取りやめるといふことの意味を表明されて、それが確認できれば直ちに削除するということについては、明確な考え方を持っております。

○平岡委員 これは極めて重要な話なんです。この指紋とかというの、先ほど言いましたように、指紋とかというセンシティブな情報については、どう利用されるかわからないという問題があるわけですよ。

先ほど来から、個別に判断すると言われたら、何か捜査当局から問い合わせがあったら、はい、どうぞというふうに出すかもしれない。そんな話で、あいまいな状態のままに、削除をどうされるのかわからない、そういう手続をとっていいかわからない、そんなのはおかしいですよ。

大臣、これはちゃんと削除をするということ、明確にした法律にすべきだと思いますけれども、どうですか。

○杉浦国務大臣 局長が答弁申し上げましたように、自動化ゲートを利用することを希望する日本

人または外国人が登録を行う際に提供する個人識別情報は、利用者が自動化ゲートを利用する意思を有する間は保有することになります。したがって、登録をされた方から、今後自動化ゲートを利用しないので登録を抹消してほしい旨の申し出があれば、その方を登録から抹消するとともに、登録されている個人識別情報もデータベースから削除することとなります。

○平岡委員 それは、希望があるかないかにかかわらず、本来削除すべきですよ。そのことを法律に明確に書くべきですよ。どうですか。大臣、削除の規定、どこにもないんですよ、この法律の中には。大臣、ちゃんと明確に書くべきだと思いますか。

○三浦政府参考人 ただいまの委員の御質問で若干誤解をされているかと思つて、一言、あれですが、我々は、本人が希望すればという趣旨で申し上げたのではないかと希望すればという趣旨で申し上げたのではないかと、もうこの制度を自分は利用しないという意思表示が確認できれば、一律にそういう方については情報を削除する、こういう趣旨でお答え申し上げたものでございます。

○平岡委員 だから、そのことをちゃんと法律で明定しなさいと言っているんじゃないですか。私たちはそう考えていますと言つても、だれも信用しませんよ。ちゃんと法律に書くことによつて、それが明らかになるわけじゃないですか。

今の局長の答弁の趣旨に従つて、そういう削除の規定を設けるといふことで、ぜひ、修正案を出しますから、大臣、賛同していただけますか。

○河野副大臣 行政機関が持つていなければならない情報でございますので、それに基づいてしっかりと削除させていただきます。

○平岡委員 あなた本当に、あなたという失礼な言い方をしなきゃいけないけれども、私が聞いているのは、ちゃんとそういうことを法律に明定すべきだと言っているんですよ。それに対して答えなさいよ。何か、ちゃんとやりますからいいじゃないですかという、そんな答弁で私の質問に答えて

いると言われたら、私も立つ瀬がないですよ。

○河野副大臣 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第三条一項において、「利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。」と規定されており、自動化ゲートを使用しない方は、自動化ゲートを使用するために指紋を持つていなければならないので、その規定に基づいて削除することになります。

○平岡委員 だから、それは、さっきも私が言つているように、一般的な個人情報というのは、大体、文書とかそういうものなんですね。今回のものは生体情報ですから、個人情報情報ですから、しっかりと、きちつとそこを書いておかなければいけないということを前から言つていっているんですよ。

本当であれば、こういう生体情報については、いろいろなところでも保有しておられますから、そういうものについては普通の個人情報とは違つてもっとしっかりと管理しなければいけないということも、別の法律をつくつて、先ほど同僚議員も言いましたけれども、そういうことが必要であるということの中で議論しているわけですから、個人情報保護法にそうやって書いてあるからそれでいいというのじゃない。

したがつて、どういう手続に従つて削除されるかも全然明確じゃない。そういう趣旨が述べられているだけの規定じゃないですか。どうやってやるんですか。どうやってこれは削除されるんですか。

○河野副大臣 先ほどから何度も答弁がありますように、本人が自動化ゲートを使用しないという申し出があつて、御本人ということが確認できれば、削除いたします。

○平岡委員 この法律の中で、しっかりとそれを明定してくださいと私は言っているんです。削除しますというんじゃないんです。明定してください、法律にしっかりと書いてくださいと言っているんですよ。大臣、答えてください。

○杉浦国務大臣 趣旨はそういう趣旨ですから、削除するのは当然じゃないですか、本人が利用しないというのでしたら。削除して当然じゃないでしょうか。

○平岡委員 当然のことなら、国民の皆さんにわかるように書いてくださいよ。だって、これを読んで、何人おられるかわかりませんけれども、自分がこの制度を利用しないということになつたら、自分の届け出た指紋情報とかが削除されるというふうには理解されておられる方はどこにおられますかね。やはり書いてあつて初めてわかるわけですね、一般の人は。そんな小難しい理屈で、な

ります、なりますとか言うんじゃないですか。ちゃんと法律に書いてくれればいいじゃないですか。時間が来たのでやめますけれども、その点について、我々は修正案を出しますから、ぜひしっかりと受けとめていただきたいというふうに思います。

○石原委員長 次に、保坂展人君。

○保坂展委員 社民党、保坂展人です。まず局長に伺いますが、現在、警察庁、法務省などで既に採取し保管してある指紋情報には、どのような類型がありますか。

○三浦政府参考人 御質問の趣旨は、指紋情報というところでよろしゅうございますか。

指紋情報については、私も今持つておりますのは、入管において過去に退去強制をとつた者についての指紋情報を持つております。

ように……(保坂展委員「それは聞いていない、わかっています」と呼ぶ)

○杉浦国務大臣 受刑者関係の指紋情報も持つていられると思われませんが、要求がございませんので、調査させておきます。

○保坂展委員 指紋情報をこれから使うということで、既に警察、法務省で持つている類型すらすぐ出てこないというのをおかしいんですよ。おおむね何人、その指紋情報はありますか。答えられますか。

○三浦政府参考人 入管で独自に持つております指紋情報は約八十万分でございます。

それから、警察の方で、ICPO手配等の関係で指紋を持つていられるというふう聞いております。これとあと国際、これらが恐らく一万余千あるというふうには聞いております。

○保坂展委員 局長答弁でいいですけども、指紋による本人識別の確度について、現在の技術水準はいかですか。例えば、本人の指紋がありますね。本人の指紋は二つなだけけれども、それは一致しないというふうな間違つてしまう本人拒否、他人の指紋と本人の指紋を一致したと誤つてしまう他人受け入れ、こういう類型があるかと思

います。現在の確度について答えてください。

○三浦政府参考人 おおむね十万分の一くらいの確度で、今先生の言われたような事態が起り得るといふふう聞いております。

○保坂展委員 十万分の一というのは本当に実証されるかどうか、これから聞いていきますけれども。

自動化ゲートについて伺います。これは、外国人あるいは定住外国人のみならず、日本人も事前

明のペーパーには、指紋データを登録するときにブラックリスト確認、こう書いてあるんですね、カラーで。局長、いいですか。これは法務省が作ったペーパーですね。登録時に要注意人物情報と照合すると。これはどういう法的根拠がありますか。

○三浦政府参考人 今先生お示しの図の赤い字で要注意人物と書いてあります。これは、外国の方が再入国をする際に自動化ゲートを利用されますので、その際に、例えば上陸拒否事由に当たるような人がいた場合にこの制度を使うことはできないわけでございますので、そういったところをチェックする、こういう趣旨で書いたものだろうと思います。

○保坂(展)委員 外国の方がと言うのですが、私、何回もこれを読んでみましたけれども、局長、いいですか、この法案の中に、日本人の指紋情報の登録というのは該当条文はありませんか、先ほど平岡委員からの質疑にもありましたけれども、日本人の登録というのはどこかで読めますか。

○三浦政府参考人 今回の改正案の条文の中には、日本人に関する規定はございません。これは、日本人につきましては、現行法において、帰国ですね、この手続について入国審査官の確認を受けなければならないという規定しかございません。実際にどういう手続で確認を受けるかということについては、法務省令で、入国審査官からの証印という、印鑑を旅券に押しってもらうというのが規則で決まっております。ところが、外国の方ににつきましては、日本に入ってくる際には入国審査官からの許可証印が必要だと法律に書いてあるものですから、こちらだけを手当てするという趣旨でございます。

○保坂(展)委員 では、河野副大臣に伺います。日本人についての指紋登録には、該当部分は、今局長が答えたのとおり、法文上はないんですね。今、平岡委員の方から、本人がこれを消してくれ、もう自動化ゲートを使わないというとき

には削除するとおっしゃいましたけれども、そういうふうな別に特段の通知がない場合、日本人の指紋登録は何年間保存されるのですか。

○石原委員長 それでは三浦局長、事務的にお願いします。

○三浦政府参考人 これは先ほどの質問とも関連するわけでございますが、御本人が利用を希望される間は当然保存されるわけでございますし、利用をやめればその時点で削除することになりますので、具体的に保存期間というものがあるわけでもないわけでございます。

○保坂(展)委員 では河野副大臣、永遠に保存されるということも有り得るわけですか。望まなければ、死亡時にも削除されないと。

○河野副大臣 使い続ける限りは登録をしておくとどうとういうふうに思います。どこかの時点でやめていただく、あるいは死亡された場合は、特に御家族のだから言っていただかない限りはなかなか、死亡したときに削除するというのは難しいんではないかというふうに思います。

○保坂(展)委員 死亡しても削除されない可能性もある。そして、これは便利ですから、E.T.C.のようにすぐ通過、通関できるとなれば、皆さん、それは便利だということで登録する可能性がりますよ。非常に問題だ。

もう一点、先ほど平岡委員の質問との関係で、入管法六十一条の九関係で局長から答弁がありましたけれども、これは六十一条九を見ると、外国入管当局から請求がある場合は顔写真、指紋データを提供できるんじゃないですか。つまり、特別な場合とか入管ではと書いていましたけれども、例えば警察ではと書いていまいかえればできるんじゃないか。答えてください。局長。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。入管法六十一条の九の規定に基づく情報提供の御質問だろうと思っておりますけれども、今委員の御指摘のようなケースについて、果たして外国の入管業務の遂行に資する情報ということになるかと言え、それは難しいんではないかと思っております。ま

た、自動化ゲートを利用していただく方については、先ほどもちよつと御質問出ましたが、問題ない方であるということを確認しておるわけでありまして、およそ日本側から何か問題人物であるとして情報を提供するという対象に普通はならないだろうというふうに思います。

○保坂(展)委員 大臣、ちよつと、答弁あいまいです。普通はならないだろうとか、常識的にはということでは審議できないですよ。やはり、六十一条九を見る限り、いろいろな例外事項はありますけれども、提供することができると書いてあるわけですか。

例えば、大臣に聞きます。入管法に絡んで、不法滞在あるいはマネーロンダリングの共犯などで容疑が固まったという段階で、例えばU・S・V・I・S・I・Tなどに登録されている情報を今度アメリカから取り寄せるといことはあります。か。

○石原委員長 三浦局長、先ほどの質問に関連がありますので、御答弁願います。

○三浦政府参考人 済みません。先ほども申し上げましたように、それは我が方から見ても、外国の入管当局でその業務に資するということにはならないだろうというのが通常だろうと思っております。

○保坂(展)委員 では、法務大臣、大臣、いいですか。私が読む限りはこれはあり得ると思っております。私が聞いても、ないと当局はおっしゃる。では、ここで、これはない、六十一条九を適用して、例えば顔写真や指紋データ情報を外国入管当局に請求されても出さない、そして逆の場合、今度外国からも入手しない、これは断言できますか。

○杉浦國務大臣 局長がああ言っている以上、ちよつと私、自信ございませんので、これはきちつと調べて次の委員会までにお答えするようにいたします。

○保坂(展)委員 与党の方は審議をなるべく短くしたいと言っていますから、もうこれ以上できませんよ。これは重大な問題ですから、今、早く調

整して、答弁を要求します。

○三浦政府参考人 委員の御指摘のようなケースでは、外国において、その必要性が全く我が方から見て認められないということになるということ、当然こちらからも情報を提供しないということになります。

○保坂(展)委員 大臣、違うんですよ。限定して、こういう場合はこうします、そういうことを聞いていないです。原則を聞いていないです。もうこういうことは提供しない、請求もしないと断言できますかと聞いてるんですよ。それを答弁できないのなら、答弁できるまで待ちます。

○石原委員長 三浦局長。(発言する者あり) 静粛に願います。

○三浦政府参考人 外国政府においての入管業務に資することはないと考えますので、私どもとしては、情報として提供するつもりはございません。

○保坂(展)委員 そんなこと聞いてないですよ。入管業務という限定をつけていないんですよ。ですから、例えば外国の警察、あるいは日本の警察でもいいです、そういうことで、では相互のやりとりは一切ないというふうな断言できますか。

○三浦政府参考人 六十一条の九の問題としての御質問でございますので、これはあくまで外国と日本の入管当局間の情報交換、提供の規定でございますので、それ以外についてはこれには当たらないわけでございます。

○保坂(展)委員 そうすると、大臣、今、六十一条の九ではさうだということですが、私が聞いているのは、この指紋、顔情報というセンシティブな情報のやりとりが今後どうあるのかということなので、六十一条の九も外して、こういう情報のストックが始まったなら、要するに、この情報を海外からとる、あるいは海外に出すということはないのかどうかというのを明快に答弁してください。

○三浦政府参考人 委員の御質問の趣旨は、入管の持っている情報について、六十一条の九に該当

しないようなケースについて、外国の機関から何かの要求があった場合、こういう御趣旨でございましょうか。

○保坂(展)委員 指紋情報、顔写真情報、今回プールの形で海外に出す、あるいは同様の情報を海外からとるといったことはないのかと聞いているんですよ。(三浦政府参考人「つまり、外国人の指紋をと」と呼ぶ)日本人なり外国人なり、両方です。

○三浦政府参考人 自動化ゲートに関する御質問だというふうには私は理解しておりますが、自動化ゲートに関してはそういうことはありません。

○保坂(展)委員 大臣、おわかりだと思えますけれども、自動化ゲートに関してはという狭い枠をつくるんです、今の答弁。私はこれは大変重要だと思つので、あるのかないのか、これははっきり答弁してほしいんですね。(三浦政府参考人「自動化ゲートですか」と呼ぶ)

自動化ゲートじゃなくて、指紋、顔情報、これから蓄積を始めるわけですね、年間七百万人、外国人。そして、日本人の情報もプールの。外国から捜査照会があったときに出すのか、あるいは海外から求めるのか、これははっきり答弁してほしいんです。

いや、大臣です。大臣答弁。

○杉浦国務大臣 質問通告がございませんでしたので、ちよつと時間をちよつとお願いしたいと思います。

○保坂(展)委員 質問通告がなくても、質問通告というか質問取りのときに、私、この懸念について話しましたよ。US-VISITとのデータ連動はどうなっているのか、捜査共助の関係はどうなるのかと言いました。

これは、もう政府が法案を提出している以上、しつかり答えてもらわなきゃ困ります。

○杉浦国務大臣 質問の御趣旨もちよつと私、把握できかねる面もありますので、これは明確に記録も調べさせていただいて、まだ委員会の審議が

ございますから、御指摘があったこととして、これからきちつと調査をした上で御回答申し上げます。

○保坂(展)委員 大変重大なので、このことをあいまいにしながら法案の審議、これはしつかりクリアをさせていただくということを前提条件として申し上げておきたいと思つます。

終わります。

○石原委員長 次回は、来る二十四日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十五分散会